

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年8月28日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第5の4の項から8の項までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表9の項から11の項までの規定中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表12の項中「第18条第24項」を「第18条第38項」に改める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。